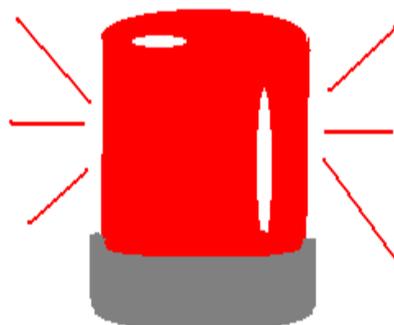


犯罪です

不法投棄

不法焼却



不法投棄も不法焼却も
5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方

▼問い合わせ先
猪苗代町役場町民生活課 電話 62-2114
猪苗代警察署 電話 63-0110

廃棄物の不適正処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という)により罰せられます

【投棄禁止】

法第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

- 「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味し、廃棄物処理法の趣旨・目的に照らし、公衆衛生及び生活環境の保全に支障が生じると認められる行為をいう。
- 本条違反となるような行為とは、廃棄物の性状、数量、地理的条件、行為の態様などの事情を勘案して判断されるものであり、社会通念上許容されない処分行為を対象とする。
- 不法投棄物の処分義務
 - ① 廃棄物を投棄した者
 - ② 土地又は建物の占有者(清掃責任者)

【焼却禁止】

法第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

施行令第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - 河川管理者が行う草木等の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - 凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くずの焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
 - キャンプファイヤー、小規模なたき火

※例外として認められた焼却でも、住宅地に近い場所などでは煙や灰による苦情、さらには火災になる恐れがありますので、風向き等を考慮しつつ、周囲への十分な配慮が必要です。